

河内町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 4年度	人 7,953	千円 6,584,093	千円 365,573	千円 1,022,149	% 15.52	% 16.75

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

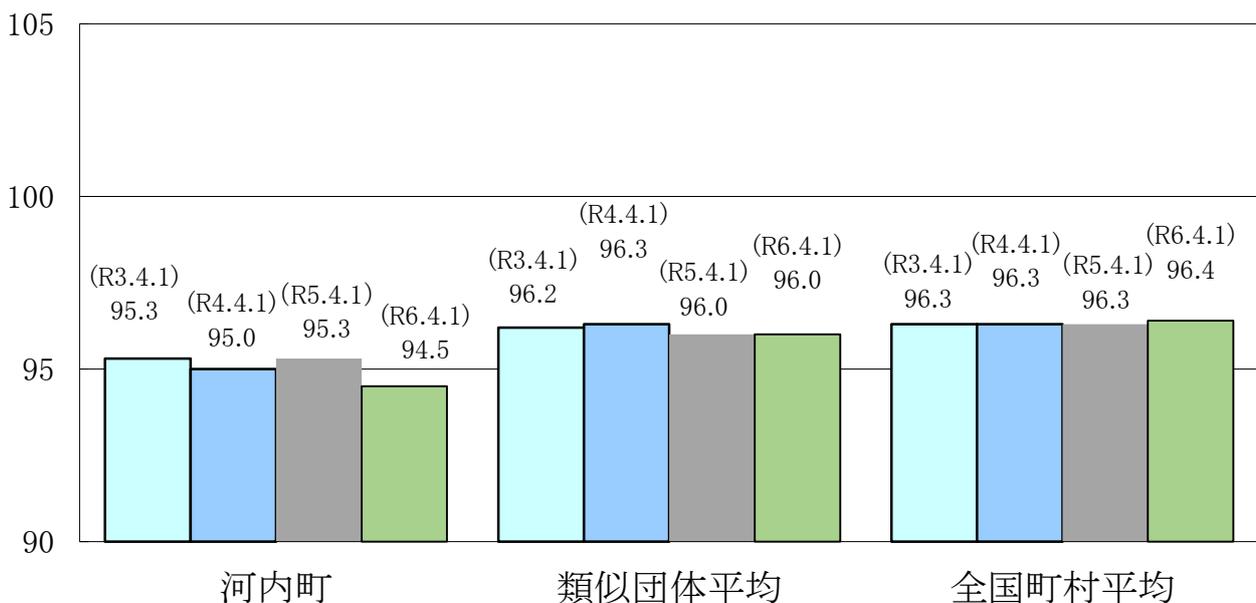
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 108	千円 401,055	千円 29,984	千円 159,739	千円 590,778	千円 5,470	千円 5,540

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

河内町では支給していません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河内町	47.3歳	329,000 円	359,219 円	348,137 円
茨城県	41.8歳	322,099 円	411,152 円	343,961 円
国	42.1歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額（国 比較ベース）	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
河内町	56.6歳	3人	267,300円	276,500円	272,800円	—	—	—	—
	うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の技能労務職	56.6歳	3人	267,300円	276,500円	272,800円	—	—	—
茨城県	57.8歳	133人	300,466円	344,947円	307,162円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	51.0歳	3人	282,400円	304,568円	293,301円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
河内町	—	—	—
うち用務員	—	—	—
その他の技能労務職	4,618,900円	3,297,300円	1.40

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		河 内 町	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	159,500円	169,000円	—
	中 学 卒	147,100円	159,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

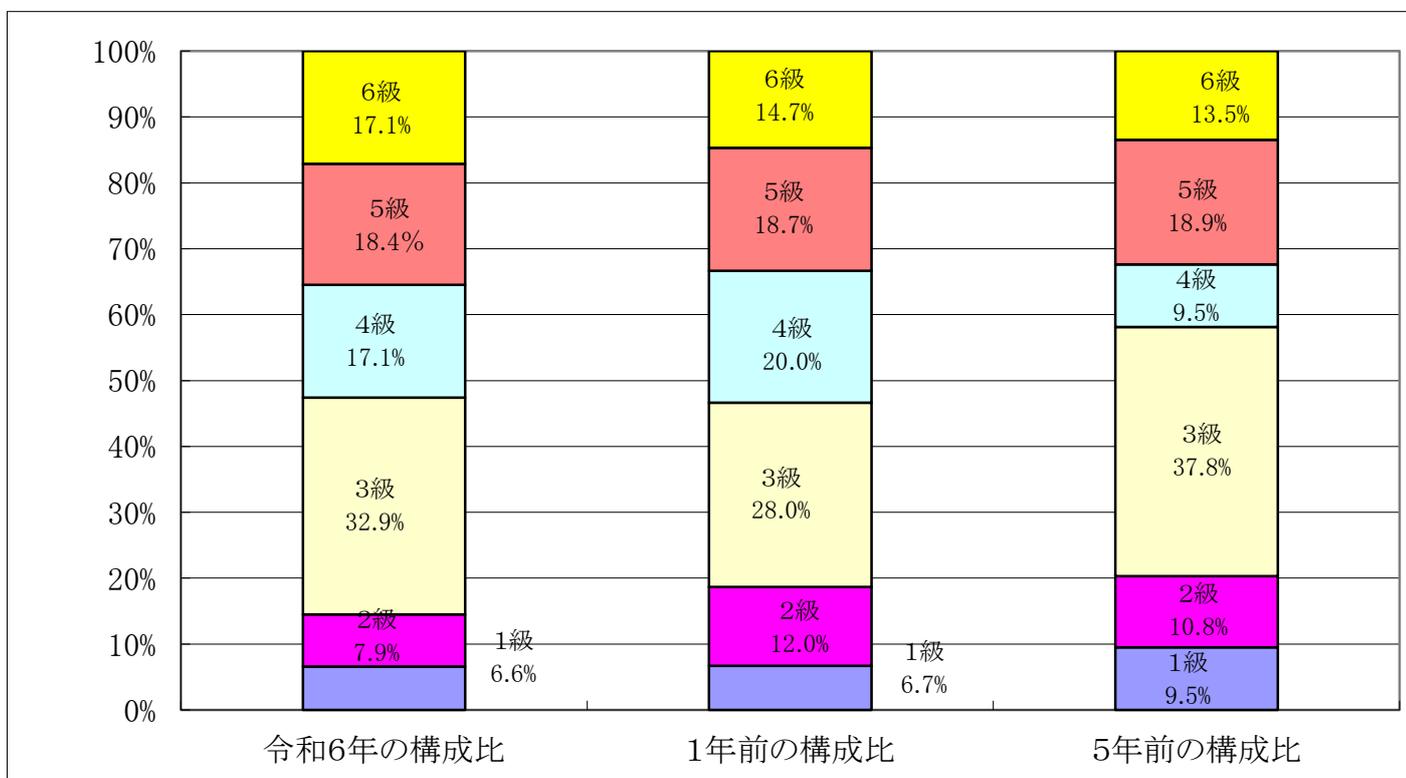
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	248,700円	332,100円	366,350円	381,500円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	336,150円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

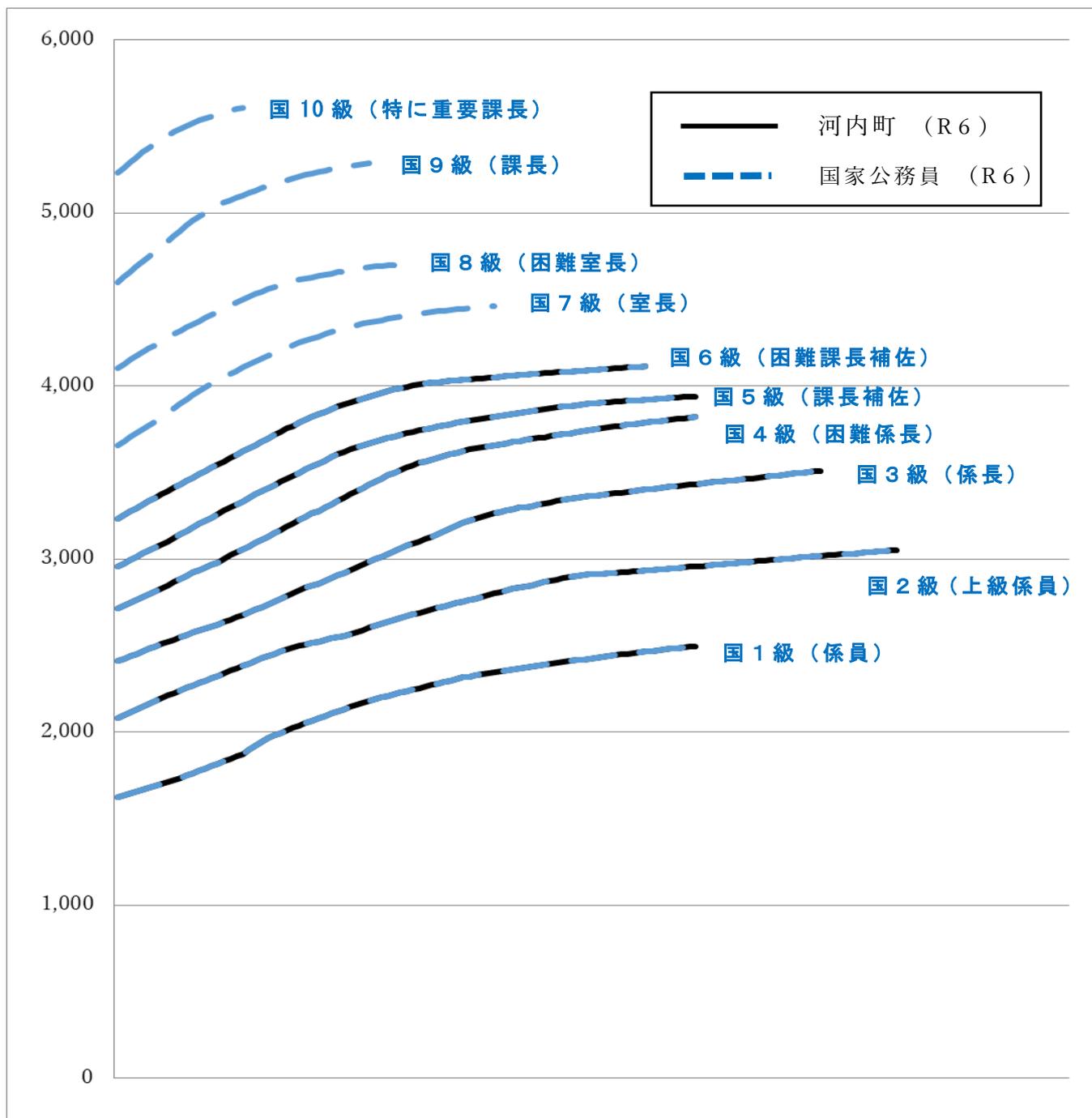
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は主事補の職務	5人	6.6%	162,100円	249,400円
2級	主幹の職務	6人	7.9%	208,000円	305,200円
3級	係長、主査の職務	25人	32.9%	240,900円	351,000円
4級	困難な業務を行う係長の職務 副参事の職務	13人	17.1%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐、事務局次長の職務	14人	18.4%	295,400円	394,000円
6級	課長・室長・事務局長の職務	13人	17.1%	323,100円	411,300円

- (注) 1 河内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（河内町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河内町	茨城県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,498 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,832 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（河内町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

河内町			国		
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分	応募認定・定年 24.586875 月分	定年 24.586875 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分	応募認定・定年 24.586875 月分	定年 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 4,511 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

河内町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生する恐れがある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	0千円	1日につき500円
行路死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人及び水死人等の死体処理に従事した場合	0千円	1回につき5,000円

※ 企業職を除く全職種

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	6,283千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	184千円
支給実績（令和4年度決算）	1,111千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	325千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 6,500円 ■子 一人につき10,000円 ■父母等 一人につき 6,500円 ※親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同じ		10,233 千円	249,600 円
住居手当	■借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ28,000円限度に支給	同じ		2,592 千円	288,000 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円	同じ		4,200 千円	60,000 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同じ		6,006 千円	462,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	612,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 523,000 円
	副 町 長	532,000 円 () 円	700,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	300,000 円 () 円	928,500 円 / 200,000 円
	副 議 長	270,000 円 () 円	316,000 円 / 170,000 円
	議 員	260,000 円 () 円	301,000 円 / 150,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和5年度支給割合)	6月期 1.70月分 12月期 1.70月分 合計 3.40月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合)	6月期 1.70月分 12月期 1.70月分 合計 3.40月分
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100 任期ごと
	備 考		給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

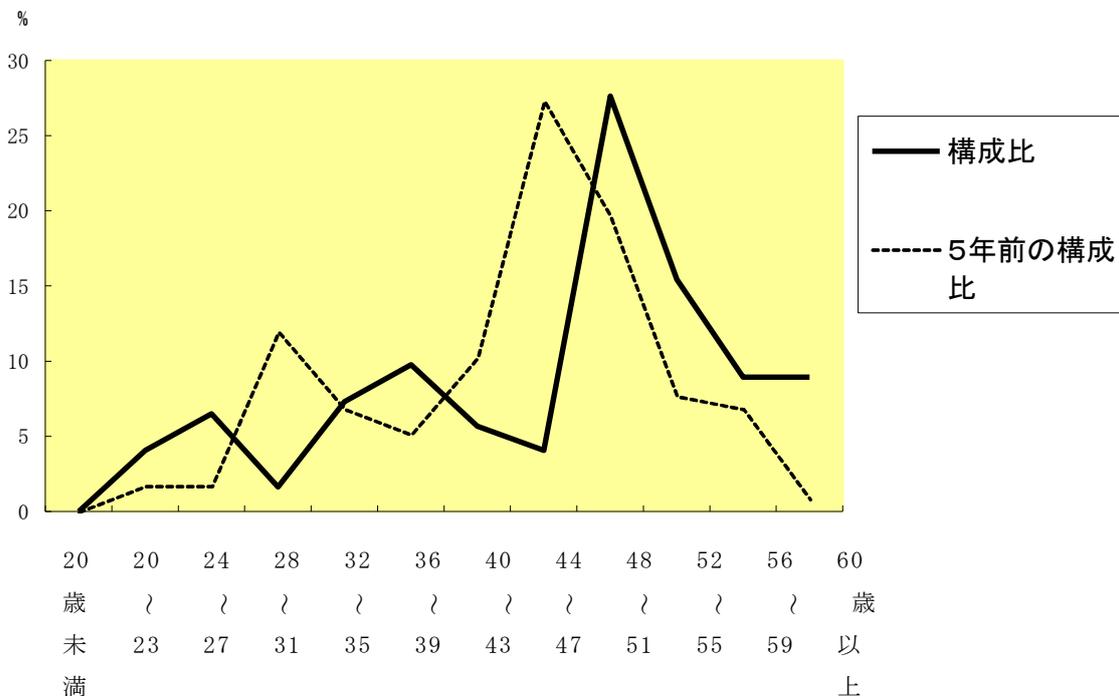
(各年5月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	業務増による増
		総務	24	24	0	
		税務	7	8	1	
		労働	9	8	-1	
農林水産		9	8	-1		
商工		5	8	3		
土木	26	27	1	業務増による増		
民生	9	12	3	業務増による増		
衛生						
	計	91	97	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.15人)	
	教育部門	12	11	-1		
	小計	103	108	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 140.80人)	
公営企業部門	水道	4	4	0	業務見直しによる減	
	下水道	2	2	0		
	その他	11	9	-2		
	小計	17	15	-2		
合計		120 [180]	123 [180]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.65人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	5	8	2	9	12	7	5	34	19	11	11	123

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	88	87	88	91	91	97	9(10.2%)
教育	12	13	13	12	12	11	△1(△ 8.3%)
普通会計	100	100	101	103	103	108	8(8.0%)
公営企業等会計	17	16	16	18	17	15	△2(△11.8%)
総合計	117	116	117	121	120	123	△6(△5.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 225,326	千円 337	千円 29,910	% 13.27	% 13.45

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 4	千円 16,098	千円 1,207	千円 3,741	千円 21,046	千円 5,262	千円 5,576

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
河内町水道	55.0 歳	335,375 円	413,318 円
河内町一般行政	47.3歳	329,000円	348,137 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河内町水道	河内町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 935千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,498千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

河内町水道			河内町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 4,511 千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

河内町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

河内町では支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	144 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	48 千円
支給実績（令和4年度決算）	36 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	12 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 6,500円 ■子 一人につき10,000円 ■父母等 一人につき 6,500円 ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同		438 千円	219,000 円
住居手当	■借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じて28,000円限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円	同		145 千円	36,276 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同		480 千円	480,000 円

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 236,247	千円 14,725	千円 6,357	% 2.69	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 1	千円 4,440	千円 131	千円 1,786	千円 6,357	千円 6,357	千円 5,576

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
河内町水道	58.0 歳	369,000 円	529,750 円
河内町一般行政	47.3 歳	329,000 円	348,137 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河内町水道	河内町（一般行政職・団体平均等）
1人あたり平均支給額（令和5年度） 1,786千円	1人あたり平均支給額（令和5年度） 1,498千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

河内町水道			河内町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 4,511 千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

河内町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

河内町では支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	3 千円
支給実績（令和4年度決算）	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	－ 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 6,500円 ■子 一人につき10,000円 ■父母等 一人につき 6,500円 ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同		78 千円	78,000 円
住居手当	■借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じて28,000円限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円	同		50 千円	50,400 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同		0 千円	0 円

